

様式第10号（第6条関係）

岐阜市議(議)
第 2 号
55-2
岐阜市議長

令和5年5月2日

(あて先) 岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議員氏名

須賀 敦士

令和5年度政務活動費収支報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、
下記のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

収支報告の期間 令和5年4月1日 から 令和5年4月30日まで

1	収 入	政務活動費	150,000円	
2	支 出			
				(単位：円)
	項 目	金 額		摘 要
	調査研究費			
	研 修 費			
	要請・陳情活動費			
	会 議 費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報広聴費	247,341円		市政報告郵送費
	事 務 費			
	合 計	247,341円		
3	残 額		0円	

(注) 摘要欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第11号（第6条関係）



令和5年5月2日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

又は

議 員 氏 名

須賀 敦士

令和5年度政務活動費に係る政務活動実績報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり令和5年度政務活動費に係る政務活動の実績について報告します。

記

1 実績報告の期間

令和5年4月1日 から 令和5年4月30日まで

2 政務活動の概要

市政報告令和5年春号郵送

経 理 簿

7 広報広聴費

年月日	番号	摘 要	支出額(円)		備 考
5月1日	1	市政報告令和5年春郵送費	247	341	
合 計			247	341	

支 払 伝 票

会派又は議員名	須賀敦士	経 理 番 号	1																		
作成年月日	令和 5 年 5 月 1 日																				
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																				
支 払 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>金 額</td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </table> 円			金 額		百万		千								2	4	7	3	4	1
金 額		百万		千																	
			2	4	7	3	4	1													
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 247,341 × 100 = 247,341																				
使 途 内 容	令和5年春号郵送費																				

<領収書貼付欄>

領 収 書

No. 007191

令和5年 4月 27日

須賀 敦士 様

金額 円	2	4	7	3	4	1
------	---	---	---	---	---	---

但し 市報代 郵送料 別紙込
上記金額正に領収致しました

Advertisement
 株式会社 須賀和
 〒500-6357

取扱者印
 0-19
 731 約
 753

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

請求書

締日 2023年4月11日

再発行

総合広告代理店

株式会社 廣

〒500-8357 岐阜市六条大

TEL.058-276-1731(代)

振込先:十六銀行 本店 当座2221476

口座名:株式会社 廣和 (コウワ)

登録番号:T1200001001950

〒 [REDACTED]

須賀 あつし 様

下記の通りご請求申し上げますので、宜しくお願い致します。

前回御請求額	御入金額	繰越残高
[REDACTED]	[REDACTED]	0

今回御買上額	消費税額	今回御請求額
224,856	22,485	247,341

月日	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額	消費税額	税
3 27		[REDACTED]				[REDACTED]		
4 4	202301007	ゆうメール県外 100g 3通 270円				185,490	18,549	外
		ゆうメール県内 100g 2058通 185220円						
4 3	202301008	郵便番号仕分け 差出人シール貼り 2061枚				6,183	618	外
4 3	202301009	市議会レポート 封筒入れ 2058枚	2,097	枚		6,183	618	外
4 3	202301015	ポストカード 4000枚	4,000	枚		27,000	2,700	外
		【御買上額合計】				224,856		



鷺山公民館・鷺山子ども館 令和5年から6年度にかけ建設工事



鷺山公民館・鷺山子ども館の西側から見た完成予想図

現在、鷺山公民館は、南に位置する鷺山に隣接することから、施設の一部が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に含まれています。これを受け、令和元年8月、鷺山自治会連合会・鷺山まちづくり協議会の連名で、現在進められている鷺山中洙土地区画整理事業区域内で、公民館と子ども館を合築した複合施設の建設の提案が岐阜市になされました。

この提案を受け、岐阜市は現在地での鷺山公民館の長寿命化と、当該土地区画整理事業区域内の移転建設について、コストや事業効果の比較検討の結果、コスト軽減、防災上の安全性向上などが図られるメリットが認められることから、鷺山中洙土地区画整理事業区域内に複合施設の建設が行われることが決定しました。完成予定は令和6年度になります。



須賀あつしからの提案

「草潤中学校」って
知っていますか？

「学校らしくない学校」

令和3年4月に開校した岐阜市立草潤中学校。
「学校らしくない学校」というコンセプトと、「ありのままの君を受け入れる新たな形」をキャッチフレーズに掲げる不登校特例校です。

不登校の児童生徒を対象とする特例校は全国に17校あり、岐阜市立草潤中学校もその一つです。その方針は「すべての授業はオンラインも併用のため通学しなくてもOK」「担任教師は生徒側の選択制」「時間割は教師と生徒が相談しながら一緒に決める(義務教育としてはきわめて異例)」「職員室は生徒に開放する」「生徒は食事をしても、ただくつろいでよい」といった、異例づくめの内容です。

「理想的な学校」とは

同校が開校に先立って行った開校除幕式・内覧会で、京都大学総合博物館准教授の塩瀬隆之氏が行ったスピーチが話題を呼びました。その一部を紹介します。

「私が、世界中、それから日本中、理想的な学校がどういうところなのかというのを調べる中で、魅力的な学校に共通すると感じるがあります。それは、「学びの選択肢がたくさんある」ことです。好きな場所で学ぶことができたり、好きなことを学ぶことができたり、学ぶ内容を選べたり、さらには学びの設計図である「時間割」を先生と一緒につくることができる学校こそが、子どもたちにとって本当によい学校なのではないか、と思うようになりました。」



草潤中学校の外観＝岐阜市金宝町(旧徹明小学校校舎)

「草潤中学校」これからの課題

全国的な注目のもとスタートした同校も、4月から3年目を迎えます。卒業した生徒たちが入学前の状態に戻らないためには、どうすればいいのでしょうか。草潤中学校を卒業後、さらに上の学校、社会と生徒が如何に関わっていけるのか、そのためには社会に次の受け皿が用意されているのかが問われます。これは、今後の草潤中学校、岐阜市、引いては、日本の社会が取り組んでいかなければならない課題です。

感染症と自然災害に強い岐阜市を

—迅速な被災者支援のため規制緩和の事前準備を—

感染症と自然災害に強い岐阜市をつくるために

日本はここ30年余りの間に、阪神・淡路大震災(平成7年)をはじめ、東日本大震災(平成23年)、コロナウイルス感染禍(令和2年)と、大規模自然災害や感染症を経験しました。

南海トラフ巨大地震の数十年以内での高い発生率が危惧される中、岐阜市はこれらの経験から学び、予想される大災害に備えなければなりません。

求められる「平時」から「緊急時」へのルールの切り替え

東日本大震災の際、被災地に支援物資を供給するには、物資調達と輸送の連携が不可欠ですが、既存の法律が輸送車両の活動の妨げとなる事例が続出しました。また、コロナウイルス感染が蔓延の際は、マスクなど一部の者による買い占めや販売トラブルが報告されており、必要な者に適切にマスクなどが行き渡るように管理体制の強化が求められました。

緊急時に市民の命と生活を守るためには、平時のルールのままでは対応できないことがあります。実際に岐阜市に緊急事態が発生した際、憲法に基づく「岐阜市緊急事態宣言」の規定を設けることにより、岐阜市は、「平時」から「緊急時」へと、速やかにルールを切り替えるスイッチを持つ必要があります。

データで見る 南海トラフ巨大地震と岐阜市

「岐阜市総合防災安心読本」参照

令和2年、ここ20年～30年以内に発生確率が70%あると言われる「南海トラフ巨大地震」が発生した時の、岐阜市の地震被害想定を再調査が実施されました。結果、下記のような被害想定が明らかになりました。

人的・物的被害

建物被害	全壊	11,255棟
	半壊	31,874棟
	焼失棟数	293棟
人的被害	死者	412人
	負傷者	4,118人
避難者数		34,275人

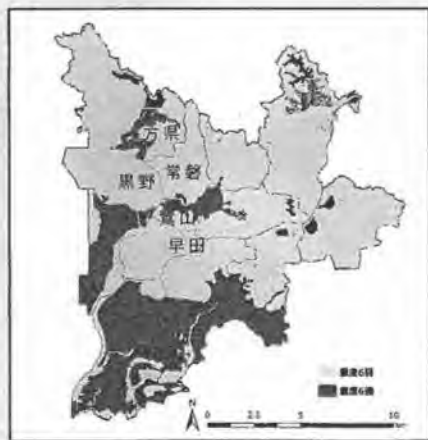
被害が最大となる季節・発生時間の結果を抜粋(令和2年度調査)

発生時刻	午前5時	正午	夕方6時
死者	412人	153人	308人
負傷者	4,118人	1,954人	3,000人
うち重傷者	543人	354人	478人

南海トラフ巨大地震発生時に予測される被害想定調査

岐阜市では、南海トラフ巨大地震のうち、本市への影響が最も大きくなる宮崎県日向灘沖を震源とする地震を対象に、被害想定調査を実施しました。

震度分布図



固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。



南海トラフ巨大地震とは

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが挟む海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

この南海トラフ沿いのプレート境界では、①海側のプレート(フィリピン海プレート)が陸側のプレート(ユーラシアプレート)の下に1年あたり数cmの速度で沈み込んでいます。②その際、プレートの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積されます。③陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」です。①→②→③の状態が繰り返されるため、南海トラフ地震は繰り返し発生します。(気象庁ホームページより引用)